

三次市立小・中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針  
に係る取組内容

令和4年4月  
三次市教育委員会

三次市立小・中学校の教師の勤務時間の上限に関する方針  
に係る取組内容

1 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 教務事務補助員等の配置・活用

- ① 教職員の業務を補助する教務事務補助員の成果と課題を明らかにし、拡充を進める。
- ② 広島県教育委員会と連携し、スクール・サポート・スタッフの配置の拡充を進める。
- ③ 教務事務補助員やスクール・サポート・スタッフ等の業務内容について整理し、活用例を示すなど、効果的な活用を推進する。

(2) ICT教育機器等の活用推進

- ① ICT教育機器の導入を拡充し、活用を進めるとともに、事務的な業務の更なるデジタル化について検討する。
- ② ICT教育機器等、勤務時間を客観的に管理するシステムを活用する。
- ③ 勤務時間外の電話対応等に係る教職員の負担軽減のため、留守番電話を導入する。

(3) 各種計画、事業、調査・照会等の見直し

- ① 学校が作成する各種計画や記録簿、三次市教育委員会が実施する各種事業、研修、調査・照会等を見直し、精選や簡素化を図る。
- ② 新たな業務を行う場合には、過度な負担とならないよう配慮する。

(4) 支援が必要な子ども・家庭への支援

子どもを取り巻く様々な課題等に対応するため、広島県教育委員会と連携し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門スタッフの配置の拡充を進める。

## 2 部活動指導に係る教職員の負担軽減

- (1) 「運動部活動の方針」を踏まえた学校における活動方針の策定及び徹底
  - ① 三次市教育委員会が策定した「運動部活動の方針」を踏まえ、学校において、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定するとともに、方針に基づいた活動時間や部活動休養日の徹底を図る。
  - ② 三次市教育委員会が策定した「文化部活動の方針」を踏まえ、学校において、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定するとともに、方針に基づいた活動時間や部活動休養日の徹底を図る。
  - ③ 週休日における部活動時間の合計を1か月20時間までとする。
- (2) 外部人材を活用した取組  
部活動の指導や引率等を行う部活動指導員の活用など、運営体制の充実に向けた検討を進める。
- (3) 学校単位で参加する大会等の見直し  
大会等の統廃合等を主催者に要請する。

## 3 学校における組織マネジメントの確立

- (1) 学校における自律的な業務改善・業務削減の推進
  - ① 学校評価自己評価表に業務改善や教職員の働き方に関する項目を設定し、管理職はその目標や方針に沿って学校経営を行う。また、学校関係者評価を実施し、外部の視点を踏まえた取組の改善・充実を図る。
  - ② 校内の推進体制を整備した上で、PDCAサイクルに基づく業務改善・業務削減の取組を全校で進める。
  - ③ 教職員一人ひとりの業務改善の意識を高めるために、人事評価制度において、各教職員が実施した担当業務の適正化の取組を積極的に評価するなど、評価の活用を推進する。
  - ④ 学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向

けた運用を徹底する。

(2) マネジメント研修の実施

管理職研修等において、組織マネジメントについての研修の充実を図る。

4 教職員の働き方に対する意識の醸成

(1) 学校における勤務時間管理の徹底

- ① 管理職・三次市教育委員会は、ICTの活用等、客観的な方法で教職員の在校等時間を把握し、勤務時間の適正な管理を行う。
- ② 管理職は19時以降の退校をできるだけなくすよう努めるとともに、19時以降の施錠があった場合は、三次市教育委員会に報告する。
- ③ 三次市教育委員会は、職員の19時以降の退校時刻が恒常的に多くなる学校について、当該校の状況を把握し、勤務効率改善を図るため、ヒアリングなどの取組を行う。
- ④ 管理職は、教職員の勤務時間外在校時間が月60時間を超えた場合は、教職員と面談を行い、健康管理に努める。また、教職員の勤務時間外在校時間が月80時間を超えた場合は、保健管理医との面談を受けさせるなど、より教職員の健康管理に努める。
- ⑤ 三次市教育委員会は、集約結果を踏まえ、勤務時間が一定時間を超える教職員に対して、必要に応じ、管理職及び該当職員への面談又は指導を行う。

(2) 学校における一斉退校日の推進

毎週1回以上の一斉退校日を設け、確実に実施する。

なお、緊急対応等で一斉退校できなかった場合は、同週内の別日に一斉退校することで、全教職員が毎週1回以上の一斉退校を確実に実施する。

(3) 一斉閉庁期間の設定

8月のいわゆる盆前後の原則3日間を夏季一斉閉庁日とする。

(4) 教職員一人ひとりの意識の醸成

- ① 教職員の入校・退校時刻の記録を自ら行うことで、自身の勤務時間を管理するとともに、自ら退校予定時刻を設定するなどして、長時間勤務の改善に向けた時間管理の意識改革に取り組む。
- ② 日常的に業務改善に係る取組を出し合ったり、研修や会議等の設定時間を厳守したりするなど、教職員に対して、勤務時間を意識した働き方を浸透させる。